ロードヒーティングの維持管理に関する協定

札幌市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、令和　年　月　日付け札南区道占第ロ－　　号で許可したロードヒーティング及びこの表層の維持管理について、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第1条　この協定は、ロードヒーティング及びこの表層の維持管理について、甲、乙の責任区分を明確にすることにより、歩行者等の安全かつ円滑な通行を確保することを目的とする。

（区　域）

第2条　この協定の区域は、道路占用許可書のとおりとする。

（維持管理業務）

第3条　乙は、ロードヒーティングを常に良好な状態に保つために、次の事項を乙の責任において行うものとする。

（1）ロードヒーティングが断線等で機能しない場合の補修等

（2）表層（黒舗装及び特殊舗装等）がひび割れ、破損した場合の補修等

（3）ロードヒーティングの設置が原因で起きた陥没等の復旧

（4）ロードヒーティングの設置が原因で起きた段差、融雪水及び凍結等により、第三者に損害を与え、又は紛争を生じた場合の解決

（5）市が行う除雪作業により発生する雪等の処理

2　前項に規定する以外の維持管理は、甲が行うものとする。

（許可等の取消等）

第4条　道路工事の支障となるとき並びに道路法、本市の定める規則等及び占用許可条件に違反していると認めたときは、この許可の取り消し、または、条件を変更して占用施設、物件の除却、改築、移転若しくは原状回復を命ずることがある。

（費用負担）

第5条　第3条第1項及び第4条に規定する費用は乙が、それ以外の費用は甲が、それぞれ負担するものとする。

（廃止届）

第6条　乙は、ロードヒーティングの占用を廃止した場合及び長期間休止している場合（部分的な廃止及び休止を含む。）は、廃止届を提出し、甲の指示に従うものとする。

（変更届）

第7条　乙は、住所、氏名等を変更した場合及びロードヒーティングを譲渡した場合は、変更届を提出し、甲の指示に従うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各々1通を所持する。

令和　年　月　日

甲　道路管理者

札幌市長　秋 元　克 広　㊞

（担当：南区土木部維持管理課）

乙　住所

氏名　㊞